

選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧に関して、閲覧資料が不当な目的に使用されることを防止した住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条第3項の趣旨に則り、必要な事項を定めることにより選挙人名簿の正確性を期するとともに、個人の基本的人権の擁護及び選挙人のプライバシーを保護することを目的とする。

(閲覧を認める範囲)

第2条 閲覧は、次の各号の一に該当する場合にかぎり認めるものとする。

- (1) 選挙人が特定の選挙人の登録の有無を確認するとき。
- (2) 政党その他の政治団体又は公職の候補者（以下「候補者等」という。）が選挙運動又は政治活動のために利用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が公共的要請に基づく各種調査等に利用するとき。
- (4) 報道機関、学術機関等（以下「報道機関等」という。）が公共目的のため世論調査等に利用するとき。
- (5) その他委員会が、公益上必要と認めたとき。

(閲覧の拒否)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、閲覧を拒否することができる。

- (1) 選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日後5日に当たる日まで（公選法第29条第2項）
- (2) 個人の基本的人権又はプライバシーを侵害する恐れがあるとき。
- (3) 広告、宣伝、販売拡張等営利上の目的に使用される恐れがあるとき。
- (4) 事務に支障があるとき又は委員会の指示に従わないとき。
- (5) 多数の者が一時に閲覧申請をし、選挙人名簿の抄本の使用が競合するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不当な目的に使用される恐れがあるとき。

(閲覧申請)

第4条 閲覧をしようとする者は、あらかじめ別記様式の選挙人名簿抄本閲覧申請書兼誓約書及び閲覧目的に関する資料（以下「閲覧申請書等」という。）を委員会に提出し、委員会の許可を得なければならない。ただし、第2条第1号の場合は、閲覧申請書等の提出を省略することができる。

- 2 前項の場合において委員会は、閲覧者に対し、身分を証明する書面の提示をもとめることができる。
- 3 第2条第2号の場合において、候補者等に代わって閲覧をする閲覧者は、閲覧申請者の代理の者である旨を証する書面を提出しなければならない。
- 4 第2条第3号又は第4号の場合において、国等又は報道機関等の委託等を受けて閲覧する閲覧者は、委託等を受けた旨を証する書面を提出しなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧は、委員会の執務室又は委員会が指定した場所において、執務時間内に行わなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧は、読み取り又は筆記に限るものとする。

- 2 閲覧者は、選挙人名簿の抄本を丁重に扱い、破損、汚損、加筆等をしてはならない。

(閲覧者の責務)

第7条 閲覧申請者および閲覧者（以下「閲覧をした者」という。）は、閲覧した資料に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人の基本的人権の擁護及びプライバシーの保護のため、閲覧した資料の使用及び保管について十分注意すること。
- (2) 閲覧目的以外に使用しないこと。

(委員会に対する報告等)

第8条 閲覧した者は、次の各号に掲げる事項に関して、文書をもって委員会に報告又は連絡をしなければならない。

- (1) 閲覧目的の事務事業又は調査活動が終了し、結果調、集計表等を作成したとき。
- (2) 選挙人名簿の抄本の記載事項に誤り、漏れ等を発見したとき。
- (3) 閲覧した資料の所持、保管状況等について、委員会から照会があったとき。

(閲覧資料の返還)

第9条 閲覧した者が、この要綱に違反した場合は、委員会は閲覧によって作成した資料のすべてについて返還をもとめることができる。

(細目)

第10条 この要綱の定めるもののほか、閲覧に関する事項は、委員会が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 選挙人名簿の閲覧要綱（昭和61年12月15日制定）は廃止する。

(様式第1号)

選挙人名簿抄本閲覧申請書 (兼宣誓書)

平成 年 月 日

区選挙管理委員会委員長 様

閲覧申請者 所在地

団体名

代表者名

電話番号

閲覧者氏名		電 話	
住 所			
閲覧年月日 閲覧時間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 時から	時 分まで 時 分まで 時 分まで	
閲覧の目的			
閲覧の範囲	投票所番号		
誓約事項 1 転記については選挙管理委員会の指示に従います。 2 転記した事項については申請の目的以外に使用しません。 3 転記した事項については一切公表いたしません。			

(様式第2号)

調 査 説 明 書

調 査 の 名 称			
調査主体及び連絡先	担 当 内 線		
調 査 対 象 数	件	調査対象者数のうち 貴区での予定対象数	件
調 査 の 目 的			
調 査 対 象			
調 査 事 項			
結 果 の 公 表			
備 考			

(様式第3号)

選挙人名簿閲覧日誌(閲覧者自署)

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
申請者 (団体名)	正式名称を 記入すること。			
閲覧者	全員が自署 すること。			
目 的	簡潔に記入 すること。			
地 域	抽出投票区 を記入する こと。			
対象者	抽出方法等 を記入する こと。			
同人数	抽出人数を 記入するこ と。			
誓 約 事 項	(1) 別紙『注意事項』に従って閲覧します。 (2) 公職選挙法の関係条文を確認して閲覧します。 (3) 職員の指示に従って閲覧します。 (4) 取得した情報は、目的以外に利用しません。			
そ の 他	事務処理等の都合により 抽出した資料のコピーを取らせて いただきますのでご了解願います。	処 理 者	コピ	保 管
備考				